

○ 松山市廃棄物処理施設審議会条例

平成24年7月5日

条例第42号

(設置)

第1条 廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第8条第1項及び法第15条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設をいう。次条第1項において同じ。)の設置等に関する専門的事項を調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、本市に松山市廃棄物処理施設審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、法第8条の2第1項第2号(法第9条第2項において準用する場合を含む。)及び法第15条の2第1項第2号(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)に掲げる事項その他廃棄物処理施設に関する必要な事項について調査審議する。

2 審議会は、審議が終了したときは、報告書により市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 法第8条の2第3項及び法第15条の2第3項に規定する事項について専門的知識を有する者

(2) 法律又は財務に関する専門的知識を有する者

(3) 市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

2 審議会は、関係者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 第5条第3項及び第4項並びに前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、第5条第4項中「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。